平成２１年（フ）第５４７５号
大阪府東大阪市加納７丁目13番８号
債務者　小林　和江（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４８号
大阪府八尾市八尾木北２丁目25番地
債務者　小野　裕司
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５３号
大阪市住之江区北島３丁目６番22号　ペッティ北島403
債務者　山下　将正
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６０９号
大阪市鶴見区放出東３丁目34番３―610号
債務者　伊藤　紀子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６１９号
大阪府門真市千石西町２番８―203号
債務者　佐野惠三子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３１号
大阪市中央区東高麗橋４番７―207号
債務者　辰巳公弥子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６４２号
大阪府大東市諸福６丁目２番７号　宏和マンションⅠ―401号
債務者　梶本　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６４４号
大阪府高槻市西面中１丁目４番18―103号、住民票上の住所大阪府交野市倉治８丁目2619番地の１
債務者　平野　亜衣
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５３号
大阪市東淀川区西淡路２丁目６番10―705号
債務者　鳥生　隆重
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２３号
佐賀市川副町大字福富40番地11
債務者　中西　秋男
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
佐賀県佐賀市中央本町７番10号
債務者　牟田　律子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1201番地15
債務者　内田　直喜
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江320番地第５
債務者　大坪さつき
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
長崎県長崎市小峰町14番75号
債務者　本田ユミ子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
長崎県長崎市辻町15番38号
債務者　大井　正博
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
長崎県長崎市辻町15番38号
債務者　大井　美香
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６０号
札幌市中央区双子山１丁目４番29号
債務者　三輪　和代
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６３号
札幌市手稲区前田８条15丁目７番12号
債務者　加藤真由美（旧姓白旗）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部